

指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について（平成13年3月12日老発第83号厚生労働省老健局長通知）（抄）

改正後	改正前
<p>1 指定要件の改正等に係る事項 (1) 住宅地等への整備促進等 グループホームの整備を促進する上で、基準第16条第3項に定める家族との連携や地域との交流を確保する観点から、その立地について、基本的には次のいずれかの地域に限定することとする。また、その要件の確認については市町村の関与を求めることとする。 ア 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。） イ 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿いや駅前、農山村等の集落地域内など、地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等に併設するグループホームについては、当分の間、 の条件によらないことができるものとする。</p> <p>(2)～(4) （略） 2 （略）</p>	<p>1 指定要件の改正等に係る事項 (1) 住宅地等への整備促進等 グループホームの整備を促進する上で、基準第16条第3項に定める家族との連携や地域との交流を確保する観点から、その立地について、基本的には次のいずれかの地域に限定することとする。また、その要件の確認については市町村の関与を求めることとする。 ア 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。） イ 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿いや駅前、農山村等の集落地域内など、地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等に併設するグループホームについては、当分の間、 の条件によらないことができるものとする。 <u>共同生活住居において家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する観点から、複数の共同生活住居を設置する場合には、3ユニットを超えることは望ましくないこととする。</u></p> <p>(2)～(4) （略） 2 （略）</p>